



保健センター「さんて郡山」

(☎ 58-3333 ・ FAX 58-3330)

〒639-1136 本庄町317-2 月～金曜日8時30分～17時

2・3ページの記事のお問い合わせ・申込は、特記を除いてさんて郡山までお願いします。

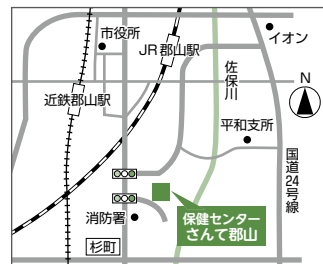


すこやかちゃん

■休日応急診療所：「さんて郡山」内 (☎ 59-2299)

診療科目：内科・小児科 診療時間：12時～21時

診療日：日曜・祝日・年末年始 (12月29日～1月3日)



9月は「健康増進普及&食生活改善月間」です。両手1杯ベジタベ(野菜)プラス!食事はおいしくバランスよく

II こどもの健康

※妊娠中に転入した人で、大和郡山市の妊婦健康診査補助券を持っていない人、

お子さんの乳幼児健康診査・育児相談票などを持っていない人は、「さんて郡山」へ連絡ください。

※警報発令時には中止することがありますので「さんて郡山」までお問い合わせください。

事業名		対象	実施日・受付時間		持ちもの・備考	実施場所
■こんにちは赤ちゃん訪問		生後 2 カ月ごろまで	お子さんが生まれた全てのご家庭に、保健師等が子育て情報を 持ってごあいさつにうかがいます。			
■乳児健康診査	4 カ月児	生後 4 カ月の間のみ	実施日や予約の有無は、医 療機関で確認してください。		・診査票 ・母子健康手帳 ・健康保険証	市内指定 医療機関
	7 カ月児	生後 7 カ月の間のみ				
■ 12 カ月児育児相談 ブラッシング指導や絵本の紹介など		平成28年 8月 1日～15生まれ	8 日 (金)	9:15 ～ 9:45	・ 育児相談票 ・ 母子健康手帳 ・ 仕上げみがき用歯ブラシ ・ バスタオル	さんて 郡山
		平成28年 8月16日～31生まれ	22 日 (金)			
■ 1 歳 6 カ月児健康診査 ※ 1 歳 6 カ月～2 歳未満まで受診可能		平成28年 2月 1日～15生まれ	6 日 (水)	13:00 ～ 13:45	・ 健康診査票 ・ 母子健康手帳 ・ 仕上げみがき用歯ブラシ ・ バスタオル	
		平成28年 2月16日～29生まれ	20 日 (水)			
■ 3 歳児健康診査 ※ 3 歳～ 4 歳未満まで受診可能		平成26年 3月 1日～15生まれ	13 日 (水)	13:00 ～ 13:45	・ 健康診査票 (送付します) ・ 母子健康手帳 ・ 尿 (送付した容器に) ・ 子ども用歯ブラシ	
		平成26年 3月16日～31生まれ	27 日 (水)			
■ 乳幼児・妊産婦 歯の相談 染め出しによるブラッシング指導など、 歯科衛生士による個別相談		乳幼児 (0 ～ 6 歳児 就学前)、 妊産婦 ※各日定員 1 人	8 日 (金)・22 日 (金)	11:00	・ 母子健康手帳 ・ 仕上げみがき用歯ブラシ ※歯科検診ではありません	
			6 日 (水)・13 日 (水) 20 日 (水)・27 日 (水)	13:00		
			要予約			

II こどもの定期予防接種

実施場所：市内指定医療機関 接種費用：無料

種類	対象	標準的な接種年齢	接種回数
■B型肝炎	生後1歳に至るまで ※平成28年4月1日以降に 生まれた子どもが対象	生後2カ月から生後9カ月に 至るまで	3回
■ヒブ(Hib)	生後2カ月以上生後60カ月 (5歳)に至るまで	初回の開始は、生後2カ月 から生後7カ月に至るまで	初回3回 追加1回 ※接種年齢により回数が異なる
■四種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風・ 不活化ポリオ)	1期 生後3カ月から生後90カ月 (7歳6カ月)に至るまで	初回：生後3カ月に達した時から生後 12カ月に達するまでの期間 追加：初回3回終了後12月に達した時 から18月に達するまでの期間	初回3回 追加1回
■BCG	生後12カ月に至るまで	生後5カ月に達した時から8カ月に達するまでの期間	1回
■水痘	生後12カ月～36カ月に至る まで	初回接種は生後12カ月～15 カ月に達するまでの期間	2回
■麻しん風しん	1期 生後12カ月から生後24カ月に至るまで		1回
	2期 平成23年4月2日～平成24年4月1日生まれ		1回
■日本脳炎	1期 生後6カ月から生後90カ月 (7歳6カ月)に至るまで	初回：3歳 追加：4歳	初回2回 追加1回
	2期 9歳以上13歳未満	9歳	1回
■二種混合(ジフテリア・破傷風)	2期 11歳以上13歳未満	11歳	1回

※接種時に気にかかる事があれば、必ず主治医に相談し、症状により診断書や意見書をもらい、接種医師と相談してください。

※市外の医療機関で接種する場合は、接種前に「さんて郡山」で手続きが必要です。

※長期にわたり療養を必要とする病気など、特別の事情により定期予防接種を対象年齢内に受けることができなかった人は「さんて郡山」までご相談ください。

日本脳炎予防接種の 特例措置について (無料)

①平成7年4月2日～平成19年4月1日に生まれた人は、特例措置として20歳未満までに接種ができます。

1期を3回接種していない人は、不足回数を接種。また、2期は9歳から接種できます。積極的勧奨を差し控えていたために接種を受けなかった人は、母子健康手帳で接種回数を確認してください。

②平成19年4月2日～平成21年10月1日に生まれた人は、特例措置として7歳6カ月に至るまでに1期を完了できなかった場合、9歳～13歳未満で1期末完了分の接種ができます。